

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会
開催日時	平成 29 年 2 月 14 日 (火) (午前・ <u>午後</u>) 3 時 00 分 開会 (午前・ <u>午後</u>) 4 時 15 分 閉会
開催場所	茨木市役所本館4階 会議室
出席者	【審査会委員】 矢倉昌子、綾部貴子、木村武俊、木村正文 (敬称略) 【担当職員】 小島青少年課長、徳永商工労政課長、戸田市民生活相談課長、 大神人権・男女共生課長、塩見総持寺いのち・愛・ゆめセンター所長 藤井男女共生センター所長 【事務局】 財政課長、係長2名、職員2名
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、時間となりましたので茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p>
事務局	<p>現在、茨木市公の施設使用料免除団体審査会規則第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから審査に入りますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところです。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p>
事務局	<p>傍聴者は、いらっしゃいません。</p>
会 長	<p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 まず初めに、地域集会施設の免除団体適用の申請手続について変更があると聞いておりますので、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>申請手続きの変更について説明申し上げます。 自治会やこども会等の地域集会施設の免除団体の適用につきましては、前年度にご審査いただいた結果、免除団体となった団体の申請書類を簡略化するとともに、免除申請の期限を緩和させていただきたいと考えております。 その理由と致しましては、自治会やこども会など、地域集会施設の申請団体は、行政との協働の観点において、「地域活動の推進」という行政課題の解決に向け、市から設立を要請している団体でありますこと、また、各団体の規約やその他の書類につきましては、内容的に定例的なものであり、例年、ほとんど変更がないことから、これまで申請時の必要書類としておりました規約や予算書・決算書、活動実績等の申請資料につきまして省略し、資料の簡略化を行っております。 また、申請の時期につきましても、申請期限を緩和させていただきたいと考えております。毎年申請手続きの流れとしましては、例年12月中に期限を設け、各課において申請書類を集約しております。その後の申請につきましては、新規結成団体のみを例外として受付、免除団体として適用しておりますが、例年起こりますのが、役員等の入れ替えにおいて、新旧の役員さんの間で情報の連携が図れず、申請が漏れてしまうことがあり、その年、免除団体になれない団体が発生しております。そのような事態に対応するため、役員等の入れ替え等で申請が遅れてしまった団体等につきましては、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>申請の期限を年度当初まで緩和したいと考えております。</p> <p>これらのことにより、地域の各団体の申請事務における環境の改善を少しでもはかりたいと考えております。</p> <p>以上、申請手続きの変更の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、地域集会施設の免除団体適用の申請手続きの変更についてですが、今回から、前年度免除団体については、申請書類を簡略化するとともに、役員改選等に対応するため、免除申請の期限を緩和することといたしますがご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>では、地域集会施設の免除申請の手続きを変更いたします。</p> <p>それでは、審査に戻ります。地域集会施設の免除団体の申請について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>今回の地域集会施設の免除団体の申請の一覧表をご覧ください。申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>自治会は238団体、各団体連絡協議会は11団体、公民館区事業実施委員会は32団体、自主防災会は25団体、茨木防犯協会地域防犯支部は21団体、地区人権啓発推進委員会は19団体、人権地域協議会は3団体、民生委員児童委員協議会は1団体、地区福祉委員会は33団体、老人クラブは86団体、市立小・中学校のPTAは41団体、青少年健全育成運動協議会は28団体、こども会は136団体でございます。</p> <p>前年度と比較しますと、統合・解散等により減少しておりますのは、老人クラブが1団体となっており、新設等による増加が、自治会が27団体、各団体連絡協議会が2団体、自主防災会4団体、防犯協会地域防犯支部が3団体、地区人権啓発推進委員会が1団体、市立小・中学校のPTAが2団体、青少年健全育成運動協議会が7団体、こども会が7団体となっております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>なお、行政との協働の観点から地域活動の推進を図るこれらの団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて確認を行い、免除申請を受け付けているものでございます。</p>
会 長	何か質問や意見はございますか。
委 員	地域の方の意識が上がってきていますね。
事務局	自治会等の団体は減少傾向にありますが、本制度が地域に根差しているということもあり、団体数については現状維持しているところ です。
委 員	P T Aが増えている様ですが、校区が増えた訳ではないですね。
事務局	はい。新たに校区がつくられた訳ではありません。
委 員	申請していなかった団体が、新たに申請されたということですか。
事務局	そのように聞いております。
会 長	<p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	<p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、これから順次、市の関係課から免除申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、説明をいたしますが、内容をより明確にするため、免除申請団体の活動内容等を示した一覧表を作成しており、その一覧表に基づいた説明をいたしますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、青少年センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>青少年センターについて、説明いたします。</p> <p>青少年センターは、自主的・組織的な青少年活動を助長することにより、青少年及び青少年団体の健全な育成を図ること等を目的に設置しております。青少年及びその保護者のための講座、研修会等を実施しており、その管理については、市が直接管理運営を行っております。</p> <p>「使用料免除申請団体活動実績一覧」をご覧ください。</p> <p>今回、青少年センターの使用料免除申請は、ボーイスカウト3団体、ガールスカウト2団体の計5団体から申請があり、全て昨年の審査で認められた団体です。</p> <p>各団体により多少の表現の違いはありますが、いずれの団体も、スカウト活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする団体です。</p> <p>いずれの団体も、青少年センターの設置目的に適合した団体であり、野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>一覧表の1番「日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団」をご覧ください。この団体は、キャンプやハイキング、登山などの野外活動を行うほか、市が主催する、安心安全フェスタや市内一斉清掃への参加やその他奉仕活動を実施されております。</p> <p>次に、一覧表の3番のガールスカウト大阪府第73団につきましては、災害支援のための募金活動や高齢者介護施設での奉仕活動をおこなうほか、青少年センターフェスタにおいて紙芝居を上演するなど、市主催の事業へも協力していただいております。</p> <p>そのほか、各団ごとに、それぞれの地域におきまして、青少年健全育成大会等への参画や、放課後子ども教室への指導者の派遣など、色々な形で市の事業へ協力していただいております。その他の項目につきましても、免除団体としての要件を満たしておりますので、ご審査をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく申し上げます。
委 員	ガールスカウト大阪府第73団は今年度、いばらき安心安全フェスタに参加していないのですか。
担当職員	はい、それぞれの団の主催事業と日程が重なった等の事情により、参加できなかったためです。
委 員	日程が重ならなければ、参加されるのですか。
担当職員	スカウトという団体自身が奉仕活動を設立目的に掲げているので、できる限りの活動はしているものと考えています。
委 員	大阪府全体で活動していると思いますが、茨木市内での活動を基準としていないのですか。
担当職員	申請の対象は大阪府連盟の中の茨木の団のみとなっております。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによってよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>日本ボーイスカウト大阪連盟三島地区茨木第二団等、5団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、労働センターを利用する団体につきまして、審査を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係されている団体があるということを、事務局から聞いております。</p> <p>労働センターの団体の審査にあたりましては、木村委員には、ご退席頂きたいと思います。</p> <p>《 木村委員退室 》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
担当職員	<p>茨木市市民総合センターに設置しております、労働センターについて説明させていただきます。</p> <p>当該施設は、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設であります。また、労働関係団体として登録された団体が、労働センターを使用できるものであります。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>今回、14 団体から申請があり、全て昨年の審査でも免除団体として認められた団体です。団体数としては、今年は2 団体減少しております。</p> <p>申請のあった団体の内訳につきましては、14 団体のうち 12 団体が労働組合で、勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体が 2 団体です。本来であれば、申請のあった全ての団体について説明すべきではありますが、時間等の都合上、抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、一覧表の 3 番、茨木教職員組合でございますが、所在地は、新中条町 7 番 12 号でございます。組織人数は 80 人、規約、予算・決算書は、添付書類のとおりでありまして、規約第 3 条に目的、第 4 条に事業内容を定めております。民主教育の建設、労働条件の維持改善など健康で安心して働ける職場づくりや組合員の福利厚生に関することなどに取り組まれております。</p> <p>次に、一覧表の 4 番、連合大阪北大阪地域協議会北摂地区協議会茨木連絡会でございますが、所在地は東宇野辺町 2 番 19 号であり、組織人数は 900 人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、組合相互の連携・協力を図り福利厚生の改善や地域社会への貢献などを行っておられます。</p> <p>続きまして、一覧表の 12 番、化学一般労働組合連合関西地方本部長岡香料支部でございますが、所在地は五日市一丁目 3 番 30 号であり、組織人数は 79 人、規約、決算・予算書は、添付書類のとおりでありまして、雇用・生活・権利を守るための団体交渉などを行っておられます。</p> <p>これら以外の申請団体につきましても、要件を満たしており、申請書類は完備いたしております。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、私から質問をさせていただきたいのですが、職員組合も教職員組合もいくつかあるのですか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	あります。
会 長	<p>特にご質問やご意見がなければ、昨年も申請された団体ということですので、この14団体につきまして、免除団体として妥当とする答申をすることよろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	<p>茨木市教職員組合等、14 団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>労働センターについての審査が終わりましたので、木村委員に入室していただきます。</p> <p>《 木村委員入室 》</p>
会 長	<p>審査を再開いたします。</p> <p>それでは、つづきまして消費生活センターについて、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>それでは、消費生活センターについて説明させていただきます。</p> <p>まず、はじめに、消費生活センターがあります茨木市市民総合センターは、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資することを目的に設置された施設であります。</p> <p>その中の消費生活センターは、茨木市市民総合センター条例第 20 条に規定している、消費者相談業務、消費者啓発、消費者関係団体の活動支援を行っております。</p> <p>次に、免除団体申請をされている団体ですが、お手元の活動実績一覧をご覧ください。「茨木市消費者協会」「大阪よどがわ市民生活協同組合」「生活クラブ生活協同組合大阪」「生活協同組合コープ自然派ピュア大阪」の 4 団体でありまして、いずれも、今年の当審査会において、免除団体と認められており、引き続き申請しているものです。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>それぞれ、免除団体申請書に活動目的・活動内容を記載し、定款、会則、決算報告、事業計画等の資料を添付させていただいております。</p> <p>次に、審査基準について、市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項に定めるところですが、まず、設置目的に適合する活動につきましては、活動実績一覧のとおり、いずれの団体も、市民総合センターの設置目的である消費者の権利擁護などの活動を行っており、消費生活センターと連携し、消費生活展の実行委員会メンバーとして事前の打ち合わせから当日の運営まで担っていただいているほか、センター主催の講演会などへ積極的に参加いただいております。</p> <p>また、消費生活センター運営懇話会委員としても参画、協力し、消費者啓発などの活動を行っております。</p> <p>定款・会則等による運営、予算及び決算につきましては、申請書への記載、及び添付資料のとおり、要件に適合している団体であります。</p> <p>次に営利活動等を目的としないことにつきましては、生活協同組合の3団体は、消費生活協同組合法第9条において、「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」とされており、奉仕の原則によって設立された組合であること、事業概要においても、消費者の生活改善や、消費者の権利を守る事業を行っておりますことから、営利団体にあたらぬと考えております。</p> <p>活動の本拠につきましては、すべての団体において、市内に活動の本拠を有しているか、支部としての活動本拠を有しており、また、構成員についても、市内在住組合員数も相当数であり、その基準を満たしております。</p> <p>最後に、他施設での免除申請は、4団体とも行っておりません。</p> <p>以上、茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項各号のいずれの要件も満たしておりますので、よろしくご審査たまわりますようお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。 私の方から質問させていただきますが、消費生活センター運営懇話会は年に何回開催していますか。
担当職員	平成 27 年度においては 2 回、平成 28 年度は 1 回開催しております。1 年に開催しなければならない回数は特に定められておらず、その年々の懸案事項や事業内容に応じて開催回数が前後しています。
委 員	免除申請されない団体も運営懇話会には参加されるのですか。
担当職員	申請されない団体で運営懇話会に参加している団体にはコープこうべが該当するのですが、自身の事務所の中に会議室を有しており、施設利用をする必要性がないため、免除の申請をしておりません。
会 長	平成 28 年度の運営懇話会に参加されていない団体もいるのはなぜですか。
担当職員	平成 28 年度は年 1 回の開催となり、日程があわなかったためです。補足になりますが、消費生活展の実行委員会会議については全ての団体が全 6 回に出席いただいております。
会 長	他に質問等ございませんでしょうか。それでは、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市消費者協会等、4 団体につきまして、審査に付したいと思ひます。 茨木市消費者協会等、4 団体につきまして、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>茨木市消費者協会等、4団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>それでは、引き続きいのち・愛・ゆめセンターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>それでは、いのち・愛・ゆめセンターについて説明させていただきます。</p> <p>現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置づけで、使用料につきまして同じ料金設定となっております。</p> <p>また、免除につきましても共通の免除基準に基づき免除しております。</p> <p>一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保事業を行う隣保館ということで、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設でもあります。</p> <p>隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき「無料又は低額な料金でこれを利用させること」とされていますので、人権課題の解決という分野で他の2施設とは別にいのち・愛・ゆめセンターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体でかつ他の施設で使用料が免除されていない団体につきまして、共通の免除基準とは別にご審査いただくということで、部落解放同盟の3支部につきまして、審査をお願いしております。</p> <p>これらの3支部の活動につきましては、お手元にお配りしております活動実績一覧にもありますとおり、市と連携し活動している団体になりますので、昨年度に引き続き免除に該当する団体と考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	あいセンターは市内に3か所あるのですか。また、支部はそれぞれの箇所ごとにあるのですか。
担当職員	そうです。支部は1か所ごとにそれぞれあり、計3か所あります。
委 員	活動は昨年と同様ですか。
担当職員	活動自体は昨年と同様になります。 なお、昨年の当審査会でありました中城支部の資料が他支部に比べ少ないというご指摘の件ですが、今回については支部に作成を依頼し、年間活動実績として活動日誌を添付しております。
委 員	3支部は全てのセンターを利用することが可能なのですか。
担当職員	可能です。基本的には地元のセンターを利用するのですが、3センターの利用を1つの基準としているので、3支部はどのセンターも利用することが可能です。
会 長	他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、以上市の関係職員の説明を聴いたうえで、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体につきまして、審査に付したいと思います。 部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	部落解放同盟3支部について、茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。 それでは、引き続き男女共生センターローズWAMにつきまして審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明させていただきます。男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立・社会参画と男性の家庭参画を図ることを目的に設置された施設です。具体的には、茨木市男女共同参画計画に基づいて男女共同参画推進のための各種講座や研修の開催、情報の収集や提供、女性問題や男性問題等に関する相談業務などを行っています。</p> <p>施設使用料の免除基準については、茨木市立男女共生センター条例施行規則第7条の2に規定しております。その内容は、第1号「団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体又はセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること」、第2号「行政との協働の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること」、第3号「男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っていること」、以下第11号までの要件にいずれも該当することを審査基準としています。</p> <p>今年度は15団体から申請があり、すべて昨年度の審査会において、免除団体として承認いただいている団体です。活動状況について大きな変更はなく、引き続き免除団体として承認いただきたいと考えております。</p> <p>続きまして、免除申請団体のうち、3団体について説明いたします。</p> <p>まず、1つ目「親学の一步 いばらき」について説明させていただきます。男女共同参画の視点を持ちながら、親としての学び、親になるための学びを通して、家庭の教育力の向上と女性の主体的な精神的自立に寄与することを目的とした活動を行っておられます。具体的には、市民の方を対象とした女性の居場所事業や親子教室等を定期的で開催されておられます。平成28年度はWAMまつり実行委員として参加し、講演会の担当をしていただきました。また、その他にもパパママを対象としたマネー講座のワークショップを開催され、積極的にローズWAMの事業に参画いただいております。</p> <p>続きまして、「女性グループ翼 (ウイング)」について説明させて</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>いただきます。女性のエンパワメントの視点から活動を行い、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、女性のための安心できる語りの場の提供、学習会の企画、研修への参加等の活動を行っておられます。特に女性や子どもに対する性暴力の防止や性教育に取り組み、茨木市公益活動支援事業の助成をうけ、学校における性教育の取組の研究を行っておられます。平成28年度は市民共同企画講座、ワムキッズパーク、WAMまつり等にも参画いただいております。</p> <p>続きまして、「エンパワメント茨木」について説明させていただきます。一人ひとりを大切にする男女共同参画社会の実現を目指して、ファシリテーターに関する研究と実践活動を行っておられます。具体的な活動としては、学習会の開催、ワークプログラムの研究開発、ファシリテーター派遣等を行っておられます。子どもの安全教育のための講座を市内外の小学生、保護者、教育関係者に実施、また、中学生のデートDV防止プログラムにも参加され、市内中学校で出前ワークショップ活動にも携わっておられます。</p> <p>市民協働企画講座の実施、ワムキッズパーク、WAMまつりにも参加いただいております。</p> <p>いずれの団体も免除の基準に該当する団体と考えておりますので、よろしくご審査たまわりますようお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。
委 員	3団体の資料の活動実績一覧等を拝見しますと、茨木民主商工会婦人部については、平成27年度は5回連絡会出席となっておりますが、他の団体に比べ比較的少なめとなっております。平成28年度を見ますと、他の団体と比べると更に少なくなっており、またWAMまつり等のイベントへの出席もされていないようですが、これについてどのように考えておられますか。
担当職員	確かに今年度は参加いただいている回数は少ないのですが、来年度以降につきましては、WAMまつりやキッズパーク等に積極的に

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	参加していただけると聞いております。
委 員	平成 27 年度の連絡会の出席回数も少ないので、WAMまつり等の 実行委員をされている団体が出席状況の芳しくない団体に参加を促 せるような団体間の協力体制を築けるといいですね。
会 長	茨木民主商工会婦人部は何名くらいの団体ですか。
担当職員	組織全体で 377 名です。
委 員	平成 26 年度以前に比べて活動が減ってきているのですか。
担当職員	はい。平成 27 年度にはなりますが、WAMまつりの実行委員をし ておられ、会議等にも積極的に参加いただいていたいました。
委 員	近年の参加状況が芳しくなかったということですか。
担当職員	茨木民主商工会婦人部に参加されている方は事業主の方もおら れ、仕事の都合上参加が難しいということが理由としてあります。
会 長	部落解放同盟沢良宜支部女性部及び茨木民主商工会婦人部は、女 性部（婦人部）でなければ別の施設も利用可能なのですか。
担当職員	女性部としてローズWAMに免除の申請をされているので、同じ 部落解放同盟沢良宜支部ではありますが、愛センターを女性部とし て利用される場合は、使用料は免除されません。
委 員	茨木市教職員組合女性部と労働センターの関係も同じですか。
担当職員	はい。女性部として活動されるときには、ローズWAMの使用料 が免除されます。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長 担当職員	<p>今年度免除申請されている 15 団体は、昨年と同じ団体ですか。</p> <p>はい。同じ団体になります。</p> <p>団体数は増減しておりませんが、市の方では男女共同参画計画の見直しをかけており、来年度からは新しい計画に基づいて事業を進めていく予定です。</p> <p>国の動きである女性の活躍推進を受けて、さらに団体と連携を図れるような事業に見直していこうと考えております。</p>
会 長	<p>他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市母子福祉会等、15団体につきまして、審査に付したいと思えます。</p> <p>茨木市母子福祉会等、15 団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>茨木市母子福祉会等、15団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>審査対象団体は以上となりますので、茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>ご異議がないということですので、今後の取り扱につきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げたいと思えます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	ありがとうございました。
会 長	それでは、以上をもちまして、茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。